８川監公第８号

令和８年１０月２９日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、令和８年３月１８日付け８川監公第３号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員　川　鍋　雅　裕

同　　川　上　善　行

同　　雨　笠　裕　治

同　　浜　田　昌　利

８川総コ第１２３号

令和８年９月３０日

川崎市監査委員　川　鍋　雅　裕　様

同　　川　上　善　行　様

同　　雨　笠　裕　治　様

同　　浜　田　昌　利　様

川崎市長　　福田　紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、令和８年３月１８日付け８川監報第２号で報告の提出がありました令和７年度第２回定期（財務）監査・行政監査及び定期（工事）監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

２　令和７年度第２回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（１）高所作業時の安全対策に関する指導を適切に行うべきもの

［指摘の要旨］

水江町７００ｍｍ－１５０ｍｍ配水管及び工水３号配水支管８００ｍｍ－２００ｍｍ布設替工事は、水道管路及び工業用水道管路を移設するものである。

高所作業時の安全対策については、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第５１９条によると、高さが２メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならず、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、高所作業時の安全対策についてみたところ、高さが２メートル以上の箇所において、囲い等を設けていないにもかかわらず、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていない状況が認められた。

高所作業時の施工管理に当たり、監督員は引き続き、事故の未然防止に努めるよう、受注者に対して墜落防止措置の指導を徹底されたい。

［措置内容］

指摘事項については、高所作業時における墜落防止措置等の安全対策が十分に講じられていなかったことから、研修を実施し、労働安全衛生規則等の関係法令及び墜落防止措置の徹底について周知しました。

また、併せて、受注者との工事着手時の打合せを通じて高所作業時の

安全対策を徹底するため、安全管理に関する指導内容を改めて確認しました。

受注者に対しては、建設業協会との技術研修会等を通じて、本指摘事項の共有及び工事における安全管理の徹底について改めて要望するなど、注意喚起の強化を図ります。

今後は、適正な施工監理に努めます。

（工事番号８）（上下水道局水道部第１配水工事事務所水道整備課）

（２）掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

［指摘の要旨］

等々力水処理センター建設土木その３８工事は、分水施設及び返水施設の築造等を行うものである。

掘削時の安全対策については、建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編第４７によると、地盤の掘削においては、掘削を行う期間や地盤性状等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより、土留めの必要性の有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならないとされている。また、土留工の要否については、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における山留めの基準に準じるものとされており、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１３６条の３第４項によると、深さ１．５メートル以上の掘削を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における掘削についてみたところ、掘削の深さが１．５メートルを超えていたが、土留工による安全対策を施していない状況が認められた。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、受注者と必要な協議を行い、安全管理の徹底について指導されたい。

［措置内容］

指摘事項については、掘削の深さが１．５メートルを超えていたにもかかわらず、目視のみの安全確認で対策が十分に講じられていなかったことから、工事監査を含む研修資料を基に、職員を対象とした研修を実施し、安全管理の徹底について周知しました。

また、受注者に対しては、施工前打合せ資料に基づき確実に注意喚起及び指導を実施するとともに、建設業協会との技術研修会を通じて、本指摘事項の共有及び工事における安全管理の徹底について改めて要望するなど、注意喚起の強化を図ります。

今後は、適正な工事監督に努めます。

（工事番号３６）（上下水道局下水道部施設課）

（３）その他軽易な事項であるが改善を要するもの

ア　騒音規制法に係る受注者への指導を適切に行うべきもの

騒音規制法に係る届出が適切に行われていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、特定建設作業に該当する空気圧縮機を使用する作業があるにもかかわらず、騒音規制法による市長への届出が行われていなかったことから、受注者に配布する「施工前打合せ資料」に、騒音規制法に関するこれまでの記載に加え、「特定建設作業実施届出書」の手続、施工上の注意事項等の具体例を追加し改正するとともに、改正した「施工前打合せ資料」を含む資料を基に研修を行い、職員に周知徹底しました。

また、受注者に対しては、改正した「施工前打合せ資料」に基づき指

導を行うとともに、建設業協会との技術研修会を通じて、本指摘事項の共有及び法令遵守の徹底について改めて要望し、注意喚起の強化を図ります。

今後は、適正な工事監督に努めます。

（工事番号２８）（上下水道局下水道部下水道管路課）